

## 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の対応について

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の考え方が、令和5年3月13日から「個人の判断が基本」となることを踏まえ、「げんき」及び各発達相談室では、次のとおり対応します。

- ・ 令和5年3月13日以降、新型コロナウイルス感染症対策として、利用者及び保護者の皆さんにマスクの着用を求めません。

ただし、体調がすぐれないときや、通っている園・学校などご自身の周りに陽性の方やその疑いのある方がいるときは、感染を広げないため、マスクの着用をお願いします。また、今後、感染が大きく拡大している場合には、一時的にマスクの着用をお願いすることがあります。

- ・ 職員については、感染が発生した際に濃厚接触者に判定されることを回避するため、感染症法上の位置付けが5類に移行するまでの間、引き続きマスクを着用させていただきます。

「げんき」及び各発達相談室では、利用者の皆さんと職員の健康を守るため、引き続き「3密の回避」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を実施してまいります。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

令和5年3月6日

世田谷区発達障害相談・療育センター  
センター長 安川 直史